

2021年5月10日

各位

一般社団法人 日本経済団体連合会

インド、パキスタン、ネパールからの入国者に対する新たな水際措置

今般、経済産業省から当会あてに「インド、パキスタン、ネパールからの入国者に対する防疫措置の強化、短期渡航の中止要請」に関する周知依頼がございましたのでご案内いたします。5月10日から当分の間、インドで確認された変異株への対応のため、新たな水際措置が導入されることとなります。

新たな措置のもと、会員各位におかれましては、当該地域からこれまでに入国した駐在員や従業員、家族の安全、健康を最優先に確保いただいた上で、これら駐在員等に対する差別や偏見の防止の徹底に向けたご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<措置の概要>

- ① インド、ネパール、パキスタンからの入国者に対する防疫措置の強化
 - 5月10日（月）から当分の間、インド、パキスタン及びネパールからの全ての入国者・帰国者は検疫所長の指定する場所での待機が必要。
 - 帰国後3日目及び6日目に検査を実施。いずれの検査においても陰性と判定された場合は指定施設を退所し、自宅待機に移行。（指定施設での待機と併せて14日間の待機）

（補足）

- ※ 英国等の変異株流行国・地域からの入国者・帰国者は、現状、指定施設での待機が必要。帰国後3日目の検査で陰性の場合、自宅待機等に移行。
- ※ その他の国・地域からの入国者・帰国者については、14日間の自宅待機のみ。（指定施設での待機は不要）

- ② インド、ネパール、パキスタンへの短期渡航の中止を強く要請

詳細は、以下の内閣官房HPを御確認ください。

<https://corona.go.jp/news/>

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

- 外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

- 経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

- 出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：(代表) 03-3580-4111（内線 4446、4447）

- 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

- 経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）

以 上